

災害時要援護者登録制度の活用を

災害発生時に、避難支援者(ボランティア)が安否確認や避難など、助けを必要とする在宅の高齢者や障害者などの要援護者を支援する制度です。

●災害時要援護者登録

● 次のいずれかに該当し、災害発生時や発生が予想されるとき、自力か世帯の構成員の助力だけでは避難が困難な方 ▼要介護・要支援の認定を受けた方 ▼身体・知的・精神障害者 ▼65歳以上の方 ▼その他市長が認める方 ※施設入所や長期入院の方は除く ④直接か郵送で、所定の申請書を福祉政策課(〒750-8521市内南部町1番1号)、各総合支所市民生活課、各支所へ。 ※申請書は各受付窓口で配布。市ホームページからもダウンロード可 ※登録には必ず避難支援者2人の選定と情報提供の同意が必要。避難支援者の選定が困難な方には支援可能な避難支援ボランティアを紹介

●ボランティア(避難支援者)の募集

日ごろから声掛けなどの活動を通じて、災害発生時や災害の発生が予想されるときに、災害に関する情報伝達や安否確認、避難所までの避難支援を行います。避難支援者はボランティア精神に基づき支援するもので、災害時の支援を強制されるものではありません。

● 市内在住で、満18歳以上の方(学生可) ④ 所定の申込用紙を、郵送かファクスで、福祉政策課(〒750-8521市内南部町1番1号 ④ 231-1735)へ。 ※申込用紙は福祉政策課、各総合支所市民生活課、各支所で配布

● 福祉政策課(☎231-1418)、各総合支所市民生活課 ▼菊川(☎287-4006) ▼豊田(☎76-2947) ▼豊浦(☎72-4020) ▼豊北(☎782-1923)

住宅・土地統計調査試験調査に協力をお願いします

7月3日を調査期日として、住宅・土地統計調査試験調査が実施されます。



下関市鳥獣被害防止計画を策定しました

鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための施策を総合的・効果的に推進するために策定した「下関市鳥獣被害防止計画」が閲覧できます。

● 市内在住の方 ④ 平成32年3月

31日まで ④ 所市政資料閲覧コーナー、農林整備課、各総合支所農林(水産)課、本庁の各支所 ④ 農林整備課(☎231-1262)

平成29年度 危険物安全週間

毎年6月第2週(今年度は6月4日〜10日)は「危険物安全週間」です。消防局では消防演習や広報活動などを通じて、危険物に係る事故防止を呼びかけます。身近にあるガソリンや灯油などの危険物の安全な取り扱いについて考えましょう。

▼平成29年度危険物安全週間推進標語「あなたなら 無事故の着地決められる!」

● 消防局予防課(☎233-9118)

労働問題の相談は「労働ほっとライン」に

● 賃金、労働時間、退職、解雇、パワハラなどの労働相談 ※秘密厳守、匿名可、無料 ▼労働ほっとライン ☎083-933-3232 / 月曜日〜金曜日(祝日・年末年始を除く)の午前9時〜午後6時 ※メールで相談可(☐rouou@pref.yamaguchi.lg.jp) ④ 山口県労働政策課 ④ 山口県労働政策課 (☎083-933-3210)

6月は外国人労働者問題啓発月間

外国人を雇っている事業主の皆さん、次の項目をチェックしてみましょう!

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請を受け付けています

4月17日から受け付けを開始しています。支給条件に該当する方は、早めに申請をお願いします。支給条件などの詳細は、市報4月号18頁を参照してください。 ※申請案内が届いていない方でも、支給条件に該当する方は申請が可能です

【提出先】 〒750-8521 市内南部町1番1号 下関市臨時福祉給付金室

【申請締切】 10月17日(火/当日消印有効)まで ◆手続きに関するお問い合わせ 臨時福祉給付金室コールセンター(☎231-1555) ④ 午前9時〜午後5時(土・日曜日、祝日は除く) ◆書き方等相談窓口 ④ 市役所本庁舎本館1階ロビー、本庁管内12支所、各総合支所市民生活課 ④ 午前9時〜午後5時(土・日曜日、祝日は除く) ④ 臨時福祉給付金室コールセンター (☎231-1555)

▼国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか? ▼労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか? ▼日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか? ▼安易な解雇はしていませんか? ▼外国人の雇入れ・離職時にハローワークへの雇用状況の届け出を出していますか? ④ ハローワーク下関(☎22-403132#)、山口労働局職業対策課(☎083-995-0383)

危険空き家の解体に補助金を交付します

● 補助金の交付対象は、一定以上の危険度があると判定された空き家で、募集期間中、危険度の高い順に選定されます。 ※交付は、予算の範囲内で行います



● 公共下水道への接続工事(排水設備工事)をしまじょう 下水道法では、公共下水道の供用開始後、遅滞なく(1年以内を目安)排水設備工事を行うこと、くみ取り便所は3年以内に水洗化することが義務付けられています。排

● 危険空き家の所有者など ④ 解体補助金 ④ 1件につき補助対象経費の2分の1以内で40万円を限度

